



Golden Age



第1学年 学年通信
令和3年10月1日 NO.25

衣替えについて

衣替え移行期間（夏服でも冬服でもという期間）が、来週、10月4日（月）から15日（金）に設定されています。その後、10月18日（月）から、冬服完全移行になりますが、よくわからないとお子さまから質問を受けています。こまごました内容で申し訳ございません。松原中学校で決まっていることをお伝えさせていただきます。



10月4日（月）から15日（金）の「衣替え移行期間」は、これまでの夏の服装で、登下校も学校生活も過ごして良いです。これまでと同じで、体操服で登下校や学校生活も良いですし、冬服の制服でも良いですし、夏服の制服でも良いです。

10月18日（月）からは、冬服の制服の着用期間になります。

しかし松原中学校では、登校後、体操服で過ごすことが許可されています。

例年、制服で登校し（制服の中に体操服やトレーナーを着て）、登校後は制服を脱いで、これまでと同じ体操服（トレーナーは着ても着なくてもどちらでも良いです）で過ごすお子さまがほとんどです。

校内を制服で過ごす場合は、教室に保管されている名札を付けることとなります。下校時は、名札を外して下校となります。

下校時は、部活動がある日がほとんどのため、衣替えに関わらず毎日、体操服での下校が許可されています。

「テストの日」「終業式」「始業式」は、登校と学校生活は、制服で過ごします。

これらの日も、下校時は体操服で下校することが許可されていますので、下校時に教室で、制服の下に着用している体操服になり、下校しているお子さまもいます。

また、コロナ禍で教室を換気するため、気温が下がってくる季節になると、エアコンを稼働していても寒くなる場合があるため、10月18日（月）から、教室内に限り寒い場合は、ウィンドブレーカーの上着を羽織って良いことになっています。ウィンドブレーカーは、10月中旬から下旬の納品になりますので、しばらくお待ちいただくこととなります。お待たせして大変申し訳ございません。

緊急事態宣言が解除され、活動制限が緩和されました。屋外での運動では、距離を保てばマスクを外しての活動も可とありますので、今後心配なことが出てくると思います。ご質問や、気になるところが出てきましたら、お気軽にお問い合わせいただけたら幸いです。10月からもよろしくお願いいたします。

1年 学年主任 森